

## 新たな施設予約・利用にかかる基本方針

中野区では、文化・スポーツ施設における施設予約システムを拡張し、区民活動センターや高齢者会館の集会室など、83施設の利用予約に施設予約システムを導入します。

これに伴い、施設予約・利用のルールや方法が下記のとおり変わります。

### 記

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 気軽に利用できる（ルールの簡素化・明確化）

区有施設を誰もが気軽に利用することができるよう、予約・利用ルールを単純で分かりやすいものとする。

##### (2) どこでも利用できる（手続きの利便性向上）

利用者が時間や場所にとらわれず、利用予約や空き状況の確認を行えるなど、手続きの利便性を高める仕組みを構築する。

##### (3) 空室を有効に活用できる（区有施設の稼働率向上）

各施設の稼働率を高めることにより、区有資産である施設の有効活用を図る。

#### 2 主な取り組み（詳細は別添資料参照）

##### (1) 対象施設の拡大

これまでの文化・スポーツ施設に加え、次の施設が対象になります。

<現在の対象施設>

文化施設、スポーツ施設、公園多目的運動場、学校開放施設

<追加する対象施設>

区民活動センター、高齢者会館、ふれあいの家、産業振興センター、中部すこやか福祉センター

##### (2) 利用者（団体）登録のオンライン化

施設予約システムで申請項目を入力し、本人確認書類のデータを添付することにより、登録手続きが完了できます。

- 施設予約システムで登録した1つのIDで、複数の施設の登録手続きや利用（ワンスオンリー）ができるようにします。

##### (3) 抽選・申込時期の統一

- 室場を3グループに分類します。原則として、同一グループの抽選日・先着申込開始日や時期を統一します。

- 利用直前期は、従来の団体登録要件を満たさない方も利用予約ができるように、要件を緩和した団体登録区分を新設します。
- (4) 使用料支払いのオンライン・キャッシュレス化
  - 一部施設（文化施設や総合体育館など）を除き、利用当日の施設窓口での支払を可能とします。
  - オンライン・キャッシュレス決済を導入します。施設予約システムから、クレジットカードやバーコード決済で支払を可能とします。
- (5) 変更・取り消しに伴うペナルティの統一化
  - 原則として、全ての施設で直前のキャンセルにかかるペナルティ付与制度（新規予約の一定期間停止など）を導入します。
- (6) 利用手続きのデジタル化（紙書類の廃止）
  - 手続きの電子化（登録証・利用承認書等の内容を施設予約システムで確認）を推進し、原則として、紙書類の持参・提示を不要とします。
- (7) デジタルディバイド対策
  - 窓口でのタブレットを活用した手続きの支援や、問い合わせ対応機能の導入検討など、誰もがこれまで通り施設を利用できるよう配慮しながらシステムを導入します。

### 3 本基本方針の適用時期

令和7年10月開始予定の団体登録の時点から適用します。

### 4 実施スケジュール

日程	全体の動き	新システム構築
R6.12	本基本方針地域説明会の開催	
R7.1		基本設計着手
R7.4		詳細設計着手
R7.6	関係条例等の改正	
R7.7	利用者説明会(各施設)	
R7.10	新システムの利用者登録開始	システム一部先行稼働
R8.3	運用本格開始	システム本格稼働

※上記は現時点の想定であり、システム構築の進捗状況等により変更する場合は、区報やホームページにより適宜お知らせします。